平成２４年（フ）第４０５号
大阪府和泉市三林町1027番地
債務者　中尾　文代
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４１３号
大阪府和泉市鶴山台３丁目７番78―101号
債務者　大橋　節子
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４１６号
大阪府貝塚市橋本106番地４－３棟103号
債務者　下河　淳嗣
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４１８号
大阪府貝塚市三ツ松781番地１、前住所大阪府泉南市男里６丁目15番２－A614号
債務者　山下　秀司
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
青森県平川市尾崎浅井277番地１
債務者　武田美佐子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第６７９号
千葉市若葉区加曽利町732番地
債務者　加増　優子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６８４号
千葉市緑区あすみが丘８丁目16番地27ハイツ和202号藤谷方
債務者　齋藤　則夫
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６９１号
千葉市美浜区真砂４丁目４番７棟502号
債務者　高田　信一
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６９２号
千葉市中央区南生実町162番地１　メゾンフォーレ100号
債務者　田川さゆり（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７１２号
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区26棟201号
債務者　志田　美保
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７４２号
千葉県市原市君塚１丁目24番地８斉藤ハイツ202号
債務者　大森紀世継
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７４５号
千葉県習志野市谷津５丁目40番13号
債務者　西山健四郎
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７５５号
千葉市花見川区横戸町708番地２　シャインパレスひまわり弐番館102
債務者　加藤　貴紀
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７７２号
千葉県市原市西国分寺台２丁目14番地７
債務者　川東　竜也
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７７６号
千葉市花見川区花園１丁目７番２号　第８花園ビル301号
債務者　野口　直樹
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８２６号
千葉県船橋市行田１丁目７番13号
債務者　佐藤　只宗
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３１７号
名古屋市中区上前津２丁目３番19号　サンシャイン上前津902号
債務者　Ｊｉｎ　ｆｏｒ　ＳｉＳｐｒｏｄｕｃｔｓこと　波多野　仁
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部